

消費者庁がガリバーインターナショナルに 景品表示法に基づき措置命令

消費者庁は、平成23年3月28日付で株式会社ガリバーインターナショナルが供給する中古車に関する表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第2号（有利誤認））に基づき、措置命令を行いました。

詳細については、消費者庁ホームページ

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110328premiums_1.pdf をご覧ください。

<違反事実の概要>

1) 中古自動車の買い取り保証付き残価設定ローン（樂のりプラン）を利用した支払条件に関する表示について（【表示例1】参照）

残価設定ローン（樂のりプラン）を利用した支払条件について、「月々1,900円からクルマが買える」等と月々の支払いのみで中古車が購入できる旨を表示していたが、実際には当該プランで月々の支払額を1,900円に設定した場合、別途、頭金及び年2回のボーナス時に加算される金額を支払う必要があり、また、全ての中古車について当該プランを利用できるものではなかった。

2) 樂のりプラン利用時の買取保証額増額及びローン金利の引下げ（スペシャルプラン）に関する表示について（【表示例2】参照）

スペシャルプランとして、限定した期間内であれば、残価設定ローン（樂のりプラン）対象の中古車の買い取り保証額を増額する旨を表示していたが、実際には、約560車種中、20車種の中古車のみが対象で、全ての中古車が対象ではなかった。

3) 中古自動車の車両保証（あんしん10年保証）に関する表示について（【表示例3】参照）

保証に関する表示について、「あんしん10年保証」等と全ての中古車について10年の車両保証期間が適用される旨を表示していたが、実際には、同社が設定した条件を満たす中古車のみが10年の車両保証期間の対象で、全ての中古車が対象ではなかった。

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、

- ◆ 「割賦販売価格」を表示した場合、月々の支払額以外の割賦販売条件も明りょうに表示すること
- ◆ 広告掲載した全ての車両について、「保証の付き・なし」いずれかを表示するとともに、「保証付き」の場合、「保証内容」及び「保証期間又は保証走行距離」を表示すること
- ◆ 販売条件について、実際には一部の車両にしか適用されないにもかかわらず、全ての車両に適用されるかのような表示を行わないこと

等、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・(社)自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで
e-mail info@aftc.or.jp TEL 03-3265-7975 FAX 03-3265-7978

【表示例1】テレビコマーシャル

月々
¥1,900-

FROM Gulliver

ガリバー製のワプランを使用し、実質年率5.8%・37割払(初回払支払月及びボーナス月は月々の支払額に加算)で計算したお支払いの一例です。
 (2009年9月1日時点) 諸費、買付支払等の金額、その他の要件により変動するものであり、全ての台数等に適用されるものではありません。
 別のワプランは、(株)ジー・ワンファイナンスサービスが提供する商品です。別のワプランの買取保証額は標準によって異なります。

【表示例2】ホームページ

10月末日まで

今だけのスペシャルプラン実施中!

買取保証額大幅UP! 約38%^{※1} → 約45%^{※2}

※1. 当社販売車両・上位20車種平均 (2009年9月~10月) ※当年比
 ※2. 当社販売車両・上位20車種平均 (2009年9月~10月) ※当年比

ローン金利(実質年率)DOWN! 7.8%^{※3} → 5.8%^{※4}

※3. ~2009年8月 ※4. 2009年9月~10月

【表示例3】テレビコマーシャル

あんしん10年保証

あんしん10年保証は、2009年7月1日以前にガリバーにてご購入いただいた車両で、対象条件が満たされている車両に付与されている事実保証は東京自動車部品が対象となります。この保証には、ガリバーが認める整備工場で継続検査(通常:車検)を受けることや、購入後2年以内の発生金のお支払い等の継続条件がございます。詳しくは店舗にてお問い合わせ下さい。あわせてホームページもご覧ください。